十一　旧規則別表第三の十一の書式　同表の表中

受取配当等の益金不算入額 （別表八の二「17」から連結法人間配当等の額に係る金額を除いた金額）	受取配当等の益金不算入額 （別表八の二「14」から連結法人間配当等の額に係る金額を除いた金額）

とあるのは「　」とする。

十一　旧規則別表第三の十一付表の書式　同表の表中

連結親法人が中小連結親法人以外の場合 ((8)＋(9)－(10)－(別表一の二(一)「11」のうち帰せられる金額)－別表六の二(二)付表「14」－別表六の二(八)「19」－別表六の二(九)「30」－別表六の二(十)「20」－別表六の二(十一)「20」－別表六の二(十七)「19」－別表六の二(二十)「20」－別表六の二(二十一)「9」)	連結親法人が中小連結親法人以外の場合 ((8)＋(9)－(10)－(別表一の二(一)「11」のうち帰せられる金額)－(別表六の二(二)付表「18」又は別表六の二(二の二)付表「14」)－別表六の二(六)「19」－別表六の二(七)「28」－別表六の二(八)「20」－別表六の二(九)「9」－別表六の二(十五)「19」－別表六の二(十八)「25」－別表六の二(十九)「9」)
連結親法人が大法人による完全支配関係がある中小連結親法人の場合 ((8)＋(9)－(10)－(別表一の二(一)「11」のうち帰せられる金額)－別表六の二(二)付表「14」－別表六の二(四)付表一「7」－(別表六の二(四)付表二「4」＋「16」)－別表六の二(五)付表「8」－別表六の二(六)付表「11」－別表六の二(八)「19」－別表六の二(九)「30」－別表六の二(十)「20」－別表六の二(十一)「20」－別表六の二(十四)「18」－(別表六の二(十五)「29」＋「30」＋「31」)－別表六の二(十六)「10」－別表六の二(十七)「19」－別表六の二(十八)「5」－別表六の二(十九)「15」－別表六の二(二十)「20」－別表六の二(二十一)「9」)	連結親法人が大法人による完全支配関係がある中小連結親法人の場合 ((8)＋(9)－(10)－(別表一の二(一)「11」のうち帰せられる金額)－(別表六の二(二)付表「18」又は別表六の二(二の二)付表「14」)－(別表六の二(三)付表「8」＋「16」)－別表六の二(四)付表「11」－別表六の二(六)「19」－別表六の二(七)「28」－別表六の二(八)「20」－別表六の二(九)「9」－別表六の二(十二)「18」－(別表六の二(十三)「30」＋「31」＋「32」)－別表六の二(十五)「19」－別表六の二(十六)「7」－別表六の二(十七)「15」－別表六の二(十八)「25」－別表六の二(十九)「9」)

とあるのは「　」とし、

外国子会社等からの個別帰属額 （別表八(二)「13」ち帰せられる金額	

受ける剰余金の配当等の益金不算入額 ＋別表十七(三の四)「17の計」のう ）	外国子会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入額の個別帰属額 （別表八(二)「26」＋別表十七(三の四)「27の計」のうち帰せられる金額）

とあるのは「　」とし、

新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額の個別帰属額 （別表十(三)「40」のうち帰せられる金額）	新鉱 帰属

とあるのは「　」とし、

床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額の個別額 （別表十(三)「43」のうち帰せられる金額）	同表の記載要領第十九(2)中	「連結親法人が中小連結親法人以外の場合 ((8)＋(9)－(10)－(別表一の二(一)「11」のうち帰せられる金額)－別表六の二(二)付表「14」－別表六の二(八)「19」－別表六の二(九)「30」－別表六の二(十)「20」－別表六の二(十一)「20」－別表六の二(十七)「19」－別表六の二(二十)「20」－別表六の二(二十一)「9」）」	(11)とあるのは	「「連結親法 ((8)＋(9)－(10)－(二(二)付表「18」 「19」－別表六)「9」－別表六 二(十九)「9」）

人が中小連結親法人以外の場合 別表一の二(一)「11」のうち帰せられる金額)－(別表六の又は別表六の二(二の二)付表「14」)－別表六の二(六)の二(七)「28」－別表六の二(八)「20」－別表六の二(九の二(十五)「19」－別表六の二(十八)「25」－別表六の	(11)とし、	「「連結親法人が大法人による完全支配関係がある中小連結親法人の場合 ((8)＋(9)－(10)－(別表一の二(一)「11」のうち帰せられる金額)－別表六の二(二)付表「14」－別表六の二(四)付表一「7」－(別表六の二(四)付表二「4」＋「16」)－別表六の二(五)付表「8」－別表六の二(六)付表「11」－別表六の二(八)「19」－別表六の二(九)「30」－別表六の二(十)「20」－別表六の二(十一)「20」－別表六の二(十四)「18」－(別表六の二(十五)「29」＋「30」＋「31」)－別表六の二(十六)「10」－別表六の二(十七)「19」－別表六の二(十八)「5」－別表六の二(十九)「15」－別表六の二(二十)「20」－別表六の二(二十一)「9」）」	(12)とあるのは	「「連結親法人が大法人による完全 ((8)＋(9)－(10)－(別表一の二(一)「 二(二)付表「18」又は別表六の二 付表「8」＋「16」)－別表六の二 」－別表六の二(七)「28」－別表 」－別表六の二(十二)「18」－( ])－別表六の二(十五)「19」－別 七)「15」－別表六の二(十八)「25